

転出される方へ

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所の市町村役場で転入届をしてください。

1. 転入届に必要なもの
 - ①転出証明書 ②印鑑 ③届出人の本人確認書類(免許証・パスポート等)
 - ④個人番号カード(所持者のみ)
2. 転出予定日や転出予定地が変更になった場合は、そのまま新住所地に転出証明書を提出し、変更事項を申し出て手続きを行ってください。
3. 転出を取りやめた場合は、速やかに転出証明書を持参して転出取消の手続きをしてください。
4. 下記に該当する方は、それぞれ手続きが必要ですのでご注意ください。

確認	対象となる方	坂井市での手続き	本庁担当課	支所担当課	新住所地での手続き
	印鑑登録をしている方	転出予定日以降は印鑑証明書の発行はできません。印鑑登録証をお返しくください。	市民生活課	地域振興課 市民グループ	印鑑証明書が必要な方は、新たに登録してください。
	個人番号カードを申請された方	特に手続きはありません。			個人番号カードの申請が取り消しとなりますので、転入先で再度申請をしてください。
	個人番号カードをお持ちの方	転入先でカードを利用しない場合は返納ください。			転入先で新住所を追記します。また、カードを継続利用する場合は転入先で手続きが必要です。特例の転入をされる方は、転入時に必ず個人番号カードを持参してください。
	住民基本台帳カードをお持ちの方	転入先でカードを利用しない場合は返納ください。			転入先でカードを継続利用する場合は転入先で手続きが必要です。特例の転入をされる方は、転入時に必ず住基カードを持参してください。
	国民年金の加入者	特に手続きはありません。	保険年金課	地域振興課 福祉グループ	手続きが必要な場合があります。詳しくは窓口でお尋ねください。
	年金受給者	特に手続きはありません。			社会保険事務所へ住所変更届を出してください。
	国民健康保険の加入者	国民健康保険証をお返しくください。70歳以上の方は負担区分証明の交付を受けてください。			転入時に加入手続きをしてください。70歳以上の方は負担区分証明を持参し、加入手続きをしてください。
	後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	後期高齢者医療被保険者証をお返しくください。負担区分証明の交付を受けてください。			負担区分証明を提示して手続きをしてください。
	福祉医療(こども・ひとり親・重度)の助成を受けている方	資格喪失の手続きをし、受給者証をお返しくください。(転出後、口座内容を変更した場合は、ご連絡ください)	子育て支援課(重度医療 社会福祉課)	地域振興課 福祉グループ	助成制度の有無・必要書類については転入地の市区町村へお問い合わせのうえ、再申請してください。
	児童手当を受けている方	資格消滅の手続きをしてください。(転出後、口座内容を変更した場合は、ご連絡ください) 児童のみが転出する場合にも、手続きがあります(別居監護等)。詳しくは福祉課窓口でお問い合わせください。			認定請求の手続きをしてください。

確認	対象となる方	坂井市での手続き	本庁 担当課	支所担当課	新住所地での手続き
	児童扶養手当を受けている方	住所変更(児童扶養手当の転出届)または資格消滅(転出後婚姻等)の手続きをしてください。 (転出後、口座内容を変更した場合は、ご連絡ください) 扶養する児童のみが転出する場合なども手続きがあります。詳しくは子育て支援課でお問い合わせください。		子育て支援課	住所変更の場合は、坂井市発行の受給者証を持参し、住所変更(児童扶養手当の転入届)の手続きをしてください。 資格喪失の場合は、新住所地での手続きはありません。
	介護保険に加入している方	被保険者証をお返しください。	高齢福祉課	地域振興課 福祉 グループ	新しい被保険者証の交付を受けてください。
	介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方	受給資格証明書の交付を受けてください。			受給資格証明書を持参して手続きをしてください。
	障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方	特に手続きはありません。	社会福祉課		障害者手帳(身体・療育・精神)を持参し、手続きをしてください。
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	特に手続きはありません。			転入時に受給者証を持参し、住所変更の手続きをしてください。
	農業者年金の受給、または被保険者の方	特に手続きはありません。	農業委員会	地域振興課 振興 グループ	手続きが必要な場合があります。詳しくは窓口でお尋ねください。
	公立小中学校の児童・生徒	学校で在学証明書と教科書無償給与証明書の交付を受けてください。	学校教育課		在学証明書と教科書無償給与証明書を持参してください。
	水道を使用している方	水道閉栓届を提出してください。 用紙は市民生活課・各支所にもあります。 インターネットからも届けが可能です。 (詳しくは坂井市HPをご確認ください)	建設部 上下水道 お客様センター (春江支所内)		開栓については新住所地にお問い合わせください。
	防災無線を設置している方	防災無線機を返却してください。 (旧坂井町にお住まいの方)			

※その他不明な点がありましたら、届出された支所の担当課へお問い合わせください。

坂井市役所 三国支所 TEL 0776-82-3111 丸岡支所 TEL 0776-68-0800
春江支所 TEL 0776-51-1100
市民生活課 TEL 0776-50-3030